

令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会

日 時：令和6年2月26日（月）地域公共交通会議の終了後～
会 場：エルガーラホール 7階 多目的ホール1

幹 事 会 次 第

1 開 会

2 議 題

1) 賀茂藤崎線の割引等について

3 閉 会

令和5年度 福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会 委員等名簿

五十音順

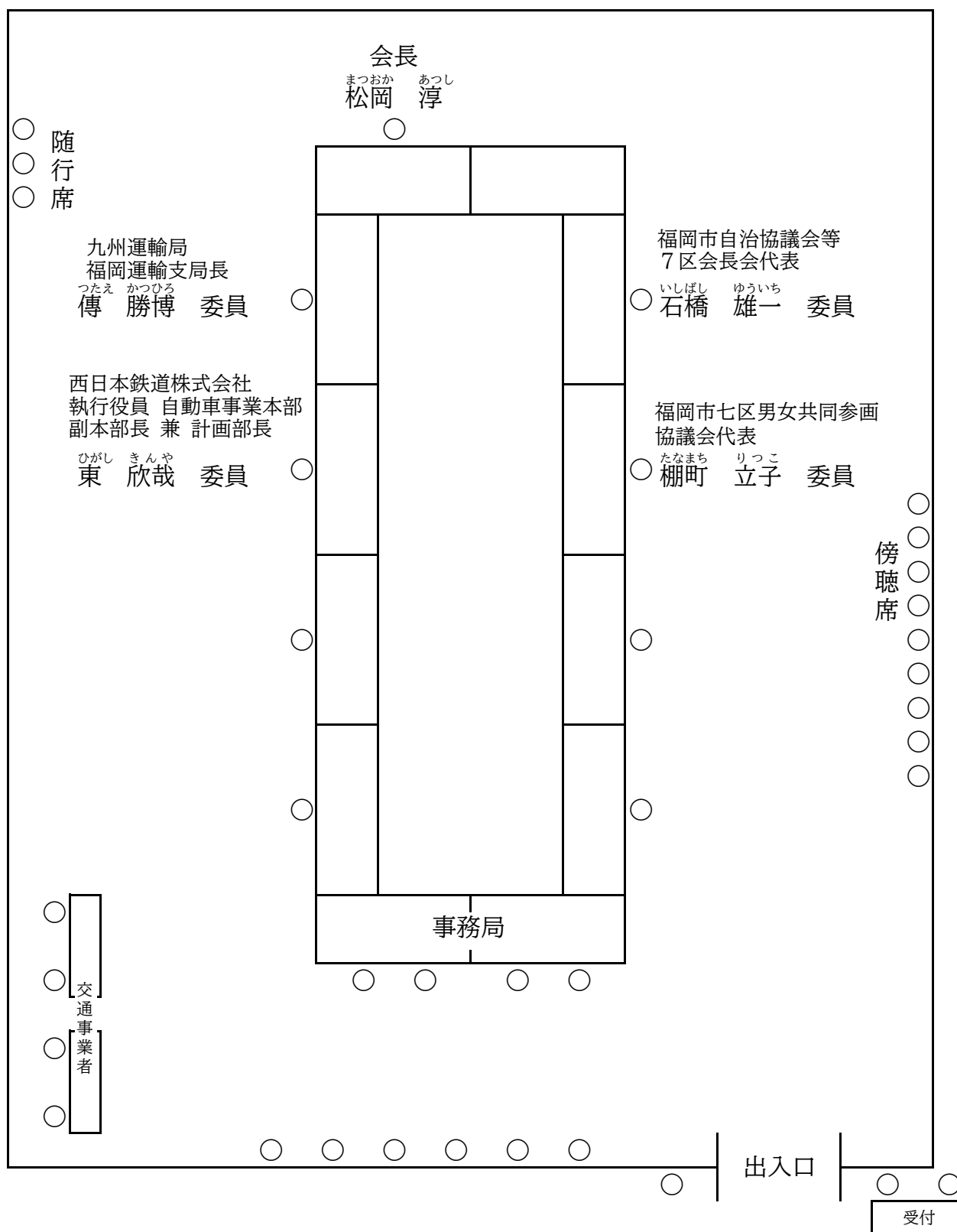
所 属	氏 名	備考
福岡市自治協議会等7区会長会 代表	いしばし ゆういち 石橋 雄一	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	たなまち りつこ 棚町 立子	
九州運輸局 福岡運輸支局長	つたえ かつひろ 傳 勝博	
西日本鉄道株式会社 執行役員 自動車事業本部副本部長 兼 計画部長	ひがし きんや 東 欣哉	
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	まつおか あつし 松岡 淳	会長

事務局

所 属	氏 名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	ささき りゅうじ 佐々木 竜次	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	つつい しゅんぺい 筒井 峻平	

令和5年度 第1回 福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会 座席表

日時：令和6年2月26日（月）地域公共交通会議終了後
 会場：エルガーラホール 7階 多目的ホール1



福岡市地域公共交通会議協議運賃幹事会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号）第7条第1項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議の幹事会として設置する組織、運営その他必要な事項に関し定めるものである。

(設置及び事業)

第2条 福岡市地域公共交通会議に、同法第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、協議運賃幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(協議事項)

第3条 幹事会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 同法第9条第4項に定める事項
- (2) その他幹事会が必要と認める事項

(組織)

第4条 幹事会は幹事会会長（以下「会長」という。）及び委員をもって組織する。

(会長)

第5条 会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ氏名する委員が、その職務を代理する。

(幹事会の委員)

第6条 幹事会の委員は、次に掲げる者により構成し、会長が選任する。

- (1) 当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (2) 福岡運輸支局長
- (3) 関係住民の意見を代表する者

(委員の代理)

第7条 委員の代理は、これを認めない。ただし、前条（2）に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

(会議)

第8条 幹事会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、会議を主宰し、議事を進行する。
- 3 幹事会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 幹事会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
- 6 議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示をすることができる。

(傍聴の取扱)

第9条 幹事会は原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。

- 2 傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
- 3 議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

(会議録)

第10条 会長は、幹事会の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。

- 2 会議録は、幹事会における議事の内容を文書により記録する。
- 3 会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第7条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

(書面開催)

第11条 会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって幹事会の議決に代えることができる。

(報告)

第12条 幹事会は、協議結果について、必要に応じて地域公共交通会議に報告する。

(庶務)

第13条 幹事会の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

賀茂藤崎線の割引等について

賀茂藤崎線の割引等について

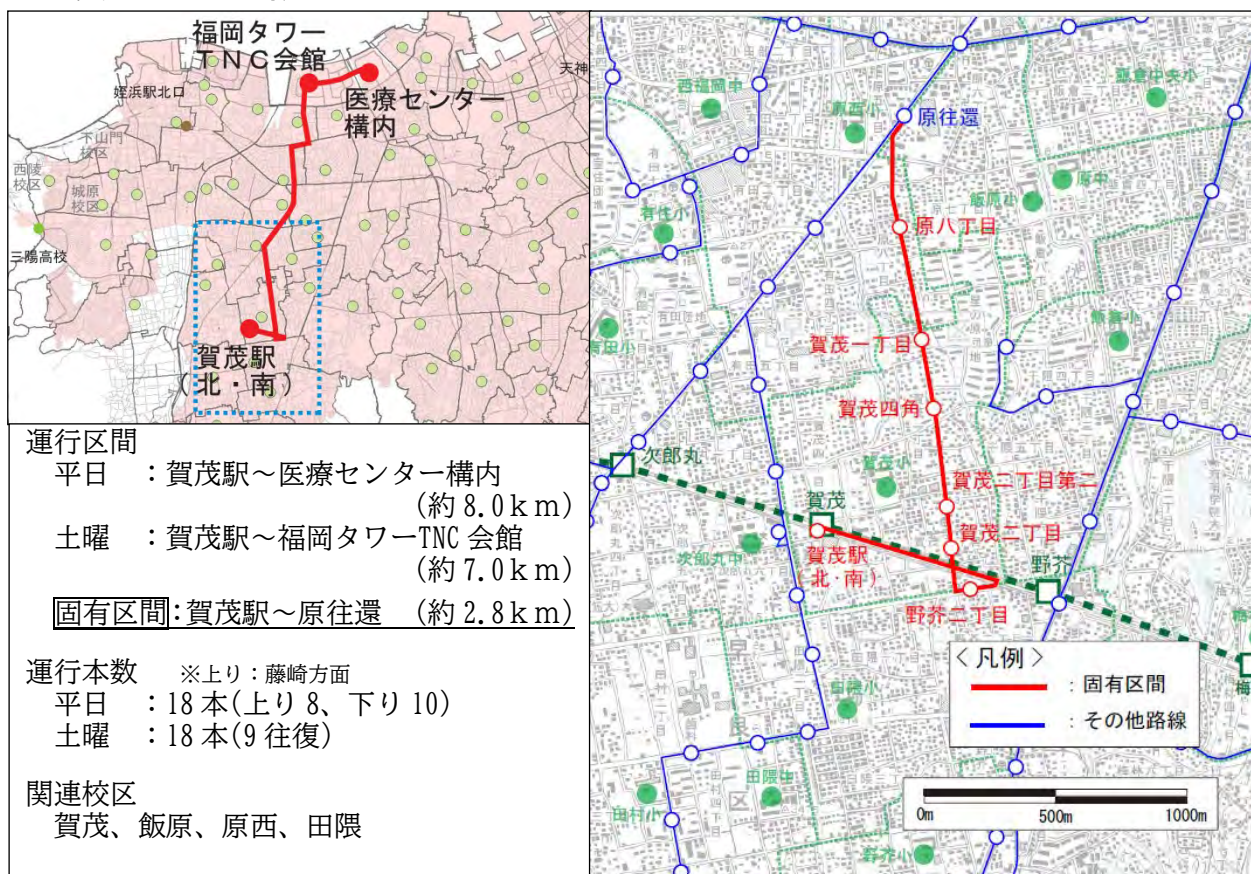
1. 趣旨

賀茂藤崎線については、平成 22 年に廃止申し出があり、平成 24 年度第 1 回福岡市地域公共交通会議において議決された協議運賃で運行されており、地域等と利用促進を行うなど、路線維持に取り組んでいる。

令和 3 年 12 月に西日本鉄道(株)において、バス利用促進のため、「子ども 50 円バス」施策を西鉄グループが運行する全地域で行うことから、賀茂藤崎線においても、令和 3 年度第 3 回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、同施策が実施されている。

西日本鉄道(株)より令和 6 年度の割引施策案が示されたことから、賀茂藤崎線でも同様の割引施策を実施できるよう、協議運賃幹会に諮るもの。

2. 賀茂藤崎線の概要



3. 割引等 (案)

割引の種類	適用時期	概要
小児運賃50円	令和6年3月23日～4月7日	小学生の小児運賃50円(1乗車) ※現金:50円を支払 ニモカ:50円との差額分を後日ポイントバック (ニモカ以外は対象外)
	令和6年4月29日～5月5日	
	令和6年7月20日 ～令和6年8月26日	
	令和6年12月24日 ～令和7年1月7日	
	令和6年度中の 土曜日・日曜日・祝日	

※賀茂藤崎線を含む、西鉄グループが運行する全地域の西鉄バスにおいて実施 (一部対象外路線あり)

4. 住民等の意見を反映させるために必要な措置

沿線校区 (賀茂) に割引等 (案) を説明し、実施してほしい旨の意見があった。

5. 議決事項

運賃申請：届出運賃 (割引等)

【参考】道路運送法第9条第4項 (抜粋)

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

【参考】運賃

賀茂藤崎線の大人 (12歳以上 (中学生以上)) 運賃表は下表のとおり

小児運賃 (6歳以上12歳未満 (小学生)) 半額

※主要停留所の運賃のみ記載

※5円の端数は10円単位に切り上げ

 : 固有区間

※固有区間で乗降した場合が協議運賃

	原往還	原	丁弥生二	早良口	藤崎	浜ももち	南福岡タワー	S R P 医師会館・	ンター九州医療セ
目原八丁	260	260	260	260	260	320	320	320	400
丁賀目一	260	260	260	260	260	320	320	320	400
丁賀目二	260	260	260	290	320	320	420	420	500
北賀茂駅	260	260	260	260	290	320	320	420	500
南賀茂駅	260	260	260	260	260	290	320	320	420
丁野芥二	260	260	260	260	260	260	290	320	320
丁賀目二	260	260	260	260	260	260	260	290	320
丁賀目一	260	260	260	260	260	260	260	260	290
目原八丁	260	260	260	260	260	260	260	260	260